

第1回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和7年9月10日（水） 午後2時55分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号

岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室D

3 出席者

公 益 委 員 ： 2人（欠席1人）

労働者側委員 ： 3人

使用者側委員 ： 2人（欠席1人）

4 審議事項

- （1）部会長・部会長代理の選任について
- （2）特定最低賃金専門部会の運営について
- （3）資料説明について
- （4）特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- （5）今後の審議日程について
- （6）その他

5 議事要旨

- （1）部会長・部会長代理の選任について

公益委員の互選により、部会長に岡山委員、部会長代理に佐藤委員が選任された。

- （2）特定最低賃金専門部会の運営について

今年度の専門部会の運営について、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により、全会一致の場合には専門部会の決議を本審の決議として答申することが確認された。

- （3）資料説明について

専門部会に提出した岡山県内における経済指標、雇用情勢等各種資料について、事務局から説明が行われた。

また、岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会の審議のための基礎資料を得ることを目的として実施した最低賃金基礎調査結果について事務局から説明が

行われた。なお調査結果から推計される未満率は7.7%であったことが報告された。

(4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

ア 岡山県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性について審議され、労使双方の委員から以下の意見が述べられた。

【労働者側意見要旨】

産業別最低賃金の改定は必要である。

- ・鉄鋼業における国内粗鋼生産は前年度比マイナスとなり、3年連続で前年度実績を下回るとの見方がある。今後も厳しい状況が続くものと予測される。
- ・雇用情勢については「優秀な人材の確保」、「技術・技能の伝承」は、「ものづくり産業」、「鉄鋼産業」の重要な課題であり、企業も計画的採用を進めるなど、熾烈な人材獲得競争の渦中にある。
- ・今年度の春季生活改善闘争においては、労使で共通の課題を認識・共有の上、結果として平均13,016円の獲得水準を引き出した。しかし、この成果に未組織労働者は含まれておらず、未組織労働者の賃金底上げを図るためにも産業別最低賃金引き上げの取組は重要である。
- ・鉄鋼産業で働く労働者の賃金水準が地賃や他産業と比べて魅力的でなければ、他産業に優秀な人材が流出してしまい、鉄鋼産業は急激に衰退、存亡の危機に直面するのではないかと危惧する。
- ・鉄鋼業は、大企業だけではなく中小を含めた多くの企業、製造に関わるすべての労働者で成り立っていること、作業環境は他産業と比較して厳しいこと、高い技術と熟練度を必要とすることから、鉄鋼業最低賃金は地賃や他産業の産別最賃と比較してより高い水準であるべきである。

【使用者側意見要旨】

最低賃金の改正決定の必要性については、慎重に判断したい。

- ・全国の粗鋼生産量の推移は、2024年度は8,295万t、2020年度のコロナ禍での8,278万tに次ぐ過去2番目の低い水準であった。足下2025年度もコロナ明け以降では最低水準の生産レベルが継続している。内需の減少が予測よりも早く進展している。
- ・国内の鋼材需要、日本経済の動向では、対米の直接輸出減少、生産水準の低下、企業収益が悪化するなど先行き不透明、企業の投資停滞、景況感悪化によって個人消費停滞が想定される。このため経済成長率は従来の想定よりも低下するとの見込み。
- ・海外の動向では、トランプ政権による大規模かつ包括的な関税の導入、経済通商政策をめぐる不透明性の高まり等から2025年の経済成長率は多くの国と地域において前年から低下する見込みと予想される。海外

の鋼材需要の動向についても世界的な需要の盛り上がりには欠ける状況、鋼材市況は厳しい状況が続く。

- ・カーボンニュートラルに向けて、大きな費用を要する研究、投資が控えており、恒常的に収益を生み出す企業体質に生まれ変わることが至上命題。このためコスト増に対しては慎重なスタンスが必要である。
- ・少子化、求人倍率の増加等によって人員確保の競争が激化していることから、長期的に人員を確保していく必要はあると考えている。
- ・人材確保や育成は各企業が経営状況等も踏まえ、独自に取り組むべき重要課題である。企業横断的に一律的にコスト増につながる賃金改善は馴染みにくい。他方で鉄鋼業の賃金の優位性の確保には留意しつつ、他県の鉄鋼業最低賃金の優位性の程度とも比較しながらその程度や必要性については引き続き慎重に検証していく必要がある。

イ 労使協議について

労使双方から意見が述べられた後、労使協議の意向が示され、労使協議が行われた。

その結果、労使双方の委員から改正決定について必要性ありで労使合意した旨報告が行われた。

ウ 全会一致により必要性ありの結論に達したことが決議され、報告書を作成した。

エ 全会一致による決議のため、最低賃金審議会令第6条第5項適用により、岡山労働局長へ答申された。

(5) 今後の審議日程について

- ・本日付けで意見聴取について公示すること（公示期間 10 月 1 日まで）。
- ・第2回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会は 10 月 10 日（金）に開催することが連絡された。

(6) その他

特になし。

6 配布資料

- ・岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会委員名簿
- ・特定最低賃金にかかる諮問文
 - ①特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
 - ②特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び改正決定について（諮問）
- ・岡山県金融経済月報（2025 年 9 月 4 日）「日本銀行岡山支店」
- ・岡山県内経済情勢報告（令和 7 年 7 月 29 日）「岡山財務事務所」
- ・岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数（令和 7 年 6 月分）
「岡山県総合政策局統計分析課」
- ・雇用情勢（令和 7 年 7 月）「岡山労働局職業安定課」

- ・ 特定最低賃金基礎調査結果等
- ・ 岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較
- ・ 令和 6 年度岡山県最低賃金・特定最低賃金審議経過及び結果一覧表

7 報告書・答申

- ・ 岡山県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する報告書（案）
- ・ 岡山県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）（案）